

弁護士 梅原ゆかり

弁護士の報酬に関する基準

平成17年11月1日設定

平成26年4月1日改定

令和元年10月1日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、弁護士梅原ゆかり（以下「弁護士」という）の報酬に関する標準をしめすことを目的とする。

(趣旨)

第2条 弁護士がその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等は、この基準の定めるところによる。

(弁護士報酬の種類)

第3条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果いかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として一回程度の手続き又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。

日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。
----	---

(弁護士報酬の支払時期)

第4条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、他の弁護士報酬は、この基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

(事件等の個数等)

第5条 弁護士報酬は、一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とする。ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(弁護士の報酬請求権)

第6条 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して一見あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

- 一 依頼者から複数の事件を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
- 二 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3 一件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。

- 一 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。
- 二 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の説明義務等)

第7条 弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。

- 2 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならない。
- 3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他特約事項を記載する。弁護士は、依頼者から申し出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前2甲に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

(弁護士報酬の減免等)

第8条 依頼者が経済的視力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は第4条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額もしくは免除することができる。

- 2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士は、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額し、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第17条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

(弁護士報酬の督促による増額)

第9条 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、真理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

第10条 この基準に定める額は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含む。

第2章 法律相談等

(法律相談料)

第11条 法律相談料は30分以内3,300円とする。

- 2 法律相談時間が平日10時から17時以外の時間帯に行われる場合、前項に定める法律相談料は、30%増額することができる。

(書面による鑑定料)

第12条 書面による鑑定料は、275,000円とする。

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第13条 本節の着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益 - 算定可能な場合)

第14条 前条の経済的利益の額は、この基準に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- 一 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）。
- 二 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
- 三 繙続的給付債権は、債権総額の7／10の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
- 四 貸料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
- 五 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- 六 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の1／2の額。
ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の1／2を超えるときは、その権利の時価相当額。
- 七 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の1／3の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の1／3の額を加算した額。

(経済的利益算定の特則)

第15条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態または依頼者の受けける経済的利益の額に相応するまで、減額しなければならない。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態または依頼者の受けける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

- 一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛

争の実態に比して明らかに小さいとき。

- 二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益—算定不能な場合)

第16条 第14条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。

- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第17条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件（事情に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
150万円以下の場合	11万円	16.5%
150万円超～300万円の場合	22万円	
300万円超～600万円の場合	33万円	
600万円を超えて1000万円の場合	44万円	
1000万円を超えて2000万円の場合	55万円	11%+16.5万円
2000万円を超えて3000万円の場合	66万円	
3000万円を超えて4000万円の場合	77万円	6.6%+132万円
4000万円を超える場合	請求金額×2.2%	

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(調停事件及び示談交渉事件)

第18条 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の2／3に減額することができる。

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定により算定された額の1／2とする。
- 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定により算定された額の1／2とする。

(契約締結交渉)

- 第19条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、220,000円とする。
- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
 - 3 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

(督促手続事件)

第20条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	2.2%
300万円超～3000万円の場合	1.1%+33万円
3000万円超～3億円の場合	0.55%+19.8万円
3億円を超える場合	0.33%+85.8万円

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

- 3 前2項の着手金は、55,000円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第17条又は第21条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第17条又は第21条の規定により算定された額の1/2とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。
- 6 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第17条の規定により算定された額の1/3を、報酬金として同上の規定により算定された額の1/4を、それぞれ受けることができる。

(手形、小切手訴訟事件)

第21条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	4.4万円	8.8%
300万円超～3000万円の場合	2.75%+4.95万円	5.5%+9.9万円
3000万円超～3億円の場合	1.65%+37.95万円	3.3%+75.9万円
3億円を超える場合	1.1%+202.95%	2.2%+405.9万円

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前二項の着手金は、55,000円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常事件に移行したときの着手金は、第17条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第17条の規定を準用する。

(境界に関する事件)

第22条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟、その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金	44万円
----------	------

- 2 境界に関する調停事件及び示談交渉の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額の2／3に減額することができる。
- 3 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ1／2とする。
- 4 境界に関する調停事件又は示談交渉から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ1／2とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(借地非訟事件)

第23条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	44万円
5000万円を超える場合	66万円

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
 - 一 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の1／2を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の1／2を、それぞれ経済的利益の額として、第17条の規定により算定された額。
 - 二 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地

権の額の $1/2$ を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第17条の規定により算定された額。

- 3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ $2/3$ に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の $1/2$ とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の $1/2$ とする。

(保全命令申立事件)

第24条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第17条の規定により算定された額の $1/2$ とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同乗の規定により算定された額の $2/3$ とする。

- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第17条の規定により算定された額の $1/4$ の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の $1/3$ から $1/2$ の報酬金を受けることができる。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第17条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と合わせて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、11万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

第25条 民事執行事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の1／2とする。

- 2 民事執行事件の報酬金は、第17条の規定により算定された額の1／4とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第17条の規定により算定された額の1／3とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の1／2とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の1／3とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第17条の規定により算定された額の1／4の報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、55,000円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第26条 破産、民事再生、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、それぞれ次の額とする。ただし、上記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、各着手金に含まれる。

一	事業者の自己破産事件	55万円
二	非事業者の自己破産事件	22万円
三	自己破産以外の破産事件	55万円
四	事業者の民事再生事件	110万円
五	非事業者の民事再生事件	33万円
六	会社整理事件	110万円
七	特別清算事件	110万円
八	会社更生事件	220万円

- 2 前項の各事件の報酬金は、第17条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、前項第一号及び第二号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができる。

(任意整理事件)

第27条 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）の着手金は、それぞれ次の額とする。

一	事業者の任意整理事件	55万円
二	非事業者の任意整理事件	債権者1社につき2.2万円 (別支店の場合は別債権者とする。)

2 前項の事件が清算、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬は、それぞれ次の額とする。

一	事業者の任意整理事件	1社につき5.5万円に以下の金額を加算した金額。
		(a) 当該債権者の主張する元金と和解金額との差額の11%。
		(b) 過払い金の返還を受けたときは、当該債権者の主張する元本の11%と、過払金額の22%の合計額。
二	非事業者の任意整理事件	1社につき2.2万円に、前号(a)及び(b)の金額を加算した金額。

3 第1項の事件の処理について、裁判上の手続きを要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受け取ることができる。

(行政上の不服申立事件)

第28条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金及び報酬金は、第17条により算定された額の2／3とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の1／2とする。ただし、審尋又は口頭審理を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、110,000円を最低額とする。

第2節 家事事件

(離婚事件)

第29条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚交渉事件	33万円
離婚調停事件	44万円

離婚訴訟事件	55万円
--------	------

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの追加着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金と既払額の差額とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの追加着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金と既払額の差額とする。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額の11%を加算して請求することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(遺産分割事件)

第30条 遺産分割事件・遺留分侵害額請求事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲で減額することができる。

経済的利益の額	着手金	報酬金
交渉	33万円	11%
調停	44万円	13.2%
審判・訴訟	55万円	14.3%

第3節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第31条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	44万円
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	55万円
再審請求事件	55万円

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については

事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷日数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう。

（刑事事件の報酬金）

第32条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	44万円
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	44万円
		求刑された刑が輕減された場合	前段の額を超えない額
前2段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	55万円
		求略式命令	55万円
	起訴後	無罪	66万円
		刑の執行猶予	55万円
		求刑された刑が輕減された場合	輕減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	55万円

（刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等）

第33条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第30条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の1／2とする。

- 2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、第30条及び第31条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が輕減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

（検察官の上訴取下げ等）

第34条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破

棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第31条の規定を準用する。

(保釈等)

第35条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

(告訴、告発等)

第36条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき11蔓延以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第4節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第37条 少年事件（少年を被疑者とする検査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所装置前及び送致後	44万円
抗告、再抗告及び保護処分の取消	44万円

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	33万円
その他	44万円

3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者との協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第38条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第5条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなす。

- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、第36条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

(手数料)

第39条 手数料は、この基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第14条ないし第16条の規定を準用する。

一 裁判上の手数料

証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受け取ることができる。)	基本	22万円に第17条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額。	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額。	
即決和解(本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要しない場合	300万円以下の場合	11万円
		300万円を超える3000万円以下の場合	22万円
		3000万円を超える3億円以下の場合	33万円
		3億円を超える場合	0.33%+88万円
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第18条又は第22条ないし第24条の各規定により算定された額	
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	

	基本	55,000円以上11万円以下
倒産整理事件の債権届出	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判（家事審判法第九条第一項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）		11万円以上22万円以下

二 裁判外の手数料

法律関係調査（事実関係調査を含む）	基本	11万円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書及びこれに準ずる書類の作成	定型	1000万円未満のもの	11万円
		1000万円以上1億円未満のもの	22万円
		1億円以上のもの	33万円
	非定型	300万円以下のもの	11万円
		300万円を超えるもの	33万円
		3000万円を超えるもの	55万円
		3億円を超えるもの	110万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合	上記の手数料に33,000円を加算する。	
内容証明郵便作成	基本	33,000円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
遺言書作成	定型	22万円	
	非定型	300万円以下の場合	22万円
		300万円を超えるもの	33万円
		3000万円を超えるもの	44万円

		1億円を超える場合 下の場合	66万円	
		3億円を超える場合	88万円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
遺言執行	300万円以下の場合	22万円		
	300万円を超える場合 3000万円以下の場合	2.2%+22万円		
	3000万円を超える場合 3億円以下の場合	1.1%+55万円		
	3億円を超える場合	0.55%+220万円		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額		
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬を請求することができる。		
会社設立等	設立	16.5万円		
	外国会社設立	33万円		
	増減資	16.5万円		
	合併、分割、組織変更	220万円		
	通常清算	110万円		
会社設立等以外の登記等	申請手続	一件5.5万円。 ただし事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。		
	交付手続	登記簿謄本抄本、戸籍謄本抄本、住民票等の交付手続は、一通につき1,100円とする。		
株主総会等指導	基本	33万円		
	総会等準備も指導する場合	55万円		
現物出資等証明（会社法207条第9項第3号等に基づく証明）		一件33万円。 ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。		
簡易な自賠責請求（自動車損害賠償責任保険		次により算定された額。ただし、損害賠償請		

に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)	求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。	
給付の金額が 150 万円以下の場合	3.3 万円	
給付金額が 150 万円を超える場合		給付金額の 2.2%

第5章 時間制

(時間制)

第40条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、一時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

- 2 前項の単価は、1時間ごと 3.3 万円とする。ただし、事案の困難性、重大性、特殊性及び新規性等を考慮して増減額することができる。
- 3 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第6章 顧問料

(顧問料)

第41条 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

事業者	月額 5.5 万円以上
非事業者	月額 1.1 万円以上

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定す

る。

第7章 日当

(日当)

第42条 日当は、次表のとおりとする。

半日（往復2時間を超える場合）	3.3万円
一日（往復4時間を超える場合）	5.5万円

2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第8章 実費等

(実費等の負担)

第43条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

(交通機関の利用)

第44条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第9章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第45条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部または一部を請求する。

2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は

一部を返還しないことができる。

- 3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

(事件等処理の中止等)

- 第46条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

- 第47条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

附則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行の際、現に処理中の事件の弁護士報酬については、なお従前の例による。